

船橋市特定子ども・子育て支援施設等の指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する第14条第1項の規定に基づき市が行う質問、立ち入り及び検査等（以下「指導等」という。）及び法第58条の8から第58条の10までの規定に基づき市が行う監査について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「特定子ども・子育て支援施設等」とは、法第30条の11第1項第3号に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。

(指導等の目的)

第3条 指導等は、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）を遵守させることにより、施設等利用費の支給の適性化を図ることを目的とする。

(指導等の方針)

第4条 指導等は、第2条に規定する特定子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。）に対し、法第58条の3に定める特定子ども・子育て支援提供者の責務、運営基準、特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号令和元年11月27日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）等（以下「運営基準等」という。）に定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準並びに施設等利用費の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導等の形態)

第5条 指導等の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

運営基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定子ども・子育て支援提供者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

対象となる特定子ども・子育て支援施設等において、実地により指導等を行う。

(指導等の対象の選定)

第6条 指導等は、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、重点的かつ効率的

に実施する観点から、次の選定基準により毎年度実施計画を策定して行う。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導は、運営基準、施設等利用費の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等の内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

実地指導は、次のとおり定期的かつ計画的に行う。

ア 原則として、3年に1回実施することとし、毎年度、市が対象となる特定子ども・子育て支援施設等を選定する。

イ 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により引き続き指導等が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等については、翌年度において実施することができる。

ウ その他、特に実地指導が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等を対象に実施する。

(指導等の方法等)

第7条 指導等の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を第1号様式により当該施設等の特定子ども・子育て支援提供者等に通知する。

イ 実施方法

集団指導は、運営基準、施設等利用費の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定子ども・子育て支援提供者等には、当日使用した書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 実施通知

実地指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ実地指導の日時、場所、当日に準備すべき書類及び事前に市長に提出を要する資料等を第2号様式により実施日の概ね1月前までに当該特定子ども・子育て支援提供者等に通知する。ただし、緊急を要する場合は、実施日の当日に通知することができる。なお事前に提出を要する資料は実施日の2週間前までに市長に提出しなければならない。

イ 実施方法

実地指導は、関係書類を基に、特定子ども・子育て支援提供者等から説明を求め面談方式により行う。

ウ 結果通知等

実地指導の結果については、実施日に口頭で講評を行い、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、第3号様式により特定子ども・子育て支援提供者等へ通知するものとする。なお、改善を要すると認められる事項がない場合は第4号様式により通知する。

エ 改善報告書の提出

第3号様式で通知した事項については、第5号様式により通知から60日以内に市長へ報告するものとする。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合
- (3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) (1)～(3)のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査の目的)

第9条 監査は、特定子ども・子育て支援施設等に運営基準を遵守させることにより、施設等利用費の支給の適性を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第10条 監査は、特定子ども・子育て支援施設等について、第13条に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設等利用費の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに第8条の規定により監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査対象の選定)

第11条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、特に必要があると認める場合に行う。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請

求に著しい不当が疑われる場合

(3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

(4) (1)～(3)のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(監査の方法等)

第12条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、日時、場所、当日に準備すべき書類等を第6号様式により特定子ども・子育て支援提供者等に通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等これにより難しい場合は、この限りではない。

(2) 実施方法

前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、特定子ども・子育て支援提供者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援施設等その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

(3) 結果通知

監査の結果、次条(1)に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項及び施設等利用費等の返還を要すると認められた事項については、後日、第7号様式により通知するものとする。なお、改善を要すると認められる事項がない場合は第8号様式により通知する。

(4) 改善報告書の提出

第7号様式で通知した事項については、第9号様式により通知から60日以内に市長へ報告するものとする。

(行政上の措置)

第13条 違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第58条の9（勧告、命令等）、法第58条の10（確認の取消し等）の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

特定子ども・子育て支援提供者等に法第58条の9第1項に定める運営基準違反等が認められた場合、当該特定子ども・子育て支援提供者等に対し、期限を定めて、第10号様式により基準の遵守等を勧告することができる。勧告を受けた場合において、当該特定子ども・子育て支援提供者等は、第9号様式により通知から60日以内に市長へ報告

するものとする。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

特定子ども・子育て支援提供者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定子ども・子育て支援提供者等に対し、期限を定めて、第11号様式によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令を行った場合には、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。

命令を受けた場合において、当該特定子ども・子育て支援提供者等は、第9号様式により通知から60日以内に市長へ報告するものとする。

(3) 確認の取消し等

運営基準違反等の内容が、法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。

確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。

（聴聞等）

第14条 監査の結果、当該特定子ども・子育て支援提供者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長



特定子ども・子育て支援施設等確認指導（集団指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（集団指導）を実施しますので通知します。

確認指導（集団指導）当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

1. 対象施設等
2. 日 時
3. 場 所
4. 内 容

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長



特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（実地指導）を実施しますので通知します。

確認指導（実地指導）に際しては、事前に提出していただく資料、指導当日に準備していただく書類がありますので、遺漏のないようお願いいたします。

なお、当日は管理者及び関係職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

1. 対象施設等
2. 実施日時
3. 実施場所
4. 指導職員の氏名
5. 事前に提出する資料及び提出期限
6. 当日に準備すべき書類

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により実施した確認指導（実地指導）の結果、別紙のとおり改善を要する事項がありましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、実地指導当日に担当職員が口頭にて指導をした事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

なお、改善を要する指摘事項については、同封の「第5号様式 特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等に関する報告書について（提出）」に必要事項を記入のうえ、改善した事項を証する関係書類等を添付し、本通知から60日以内に報告してください。

当該確認指導について

実施年月日	
対象施設等	
報告期限	

(第3号様式 別紙)

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導（実地指導）指摘事項等

対象施設等	
確認指導実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第4号様式

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長



特定子ども・子育て支援施設等への確認指導の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項の規定により実施した確認指導の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1. 当該確認指導について

実施年月日	
対象施設等	

第5号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

(特定子ども・子育て支援施設等の設置者等)

設置者住所

設置者名

代表者氏名

㊟

施設名

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等に関する報告書について（提出）

年 月 日付け、 第 号にて通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙「特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

(第5号様式 別紙)

特定子ども・子育て支援施設等への確認指導指摘事項等改善報告書

対象施設等	
確認指導結果通知日	

改善報告を要する事項	改善した内容

第6号様式

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長



特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

なお、当日は管理者及び関係職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

1. 対象施設等
2. 実施日時
3. 実施場所
4. 実施目的
5. 指導監査職員の氏名
6. 当日に準備すべき書類
7. その他連絡事項

なお、上記のほか、必要に応じ関係書類の提示を求める場合があります。

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、別紙のとおり改善を要する事項がありましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、確認監査当日に担当職員が口頭にて指導をした事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

なお、改善を要する指摘事項については、同封の「第9号様式 特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等に関する報告書について（提出）」に必要事項を記入のうえ、改善した事項を証する関係書類等を添付し、本通知から60日以内に報告してください。

当該確認指導・監査について

実施年月日	
対象施設等	
報告期限	

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

(第7号様式 別紙)

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等

対象施設等	
確認監査実施日	

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

第8号様式

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項はありませんでした。

1. 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

第9号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

(特定子ども・子育て支援施設等の設置者等)

設置者住所

設置者名

代表者氏名

㊟

施設名

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等に関する報告書について（提出）

年 月 日付け、 第 号にて通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙「特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

(第9号様式 別紙)

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査指摘事項等改善報告書

対象施設等	
確認監査結果通知日	

改善報告を要する事項	改善した内容

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を勧告します。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に第9号様式にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の9第4項、同条第5項並びに法第58条の10第1項の規定により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1. 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2. 改善勧告の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長 印

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法第58条の8第1項により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので次のとおり、改善を命じます。

改善した内容について、本通知の日から60日以内に第9号様式にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第58条の10第1項の規定により、確認の取消しを行う場合があります。

1. 当該確認監査について

実施年月日	
対象施設等	

2. 改善命令の内容について

改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。